

北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 行 政 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定の解除.....(医務薬務課)	35
○道営土地改良事業変更計画の決定.....(農業施設管理課)	35
○土地改良法による国営換地計画の決定.....(農業施設管理課)	35
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課)	35

道企業局告示

○令和7年度、令和8年度及び令和9年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....	36
---	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	36
------------------------	----

道立図書館告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	37
------------------------	----

告 示

北海道告示第528号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

令和7年11月21日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物の指定を解除する物

- 1 N-(2-メチルフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類
- 2 2-[4-(エトキシフェニル)メチル]-5-メチル-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
- 3 3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]-1H-インドール-4-イル=プロピオナート及びその塩類

北海道告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（老節布地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局のウェブサイトにおいて、令和7年11月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年11月21日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、今金町今金北地区神丘高台換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山振興局に備え置いて、令和7年11月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年11月21日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第531号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和7年11月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 稲志郡乙部町字緑町1023地先・1023（以上1筆地先1筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、983の1（次の図に示す部分に限る。）、1026、1027
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

道企業局告示

北海道企業局告示第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に令和6年北海道企業局告示第16号に基づき道に申請して令和7年度、令和8年度及び令和9年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

令和7年11月21日

北海道公営企業管理者 天沼宇雄

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

令和7年度、令和8年度及び令和9年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち令和7年北海道告示第506号（以下「北海道告示第506号」という。）第1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第506号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第506号第1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第506号第1の表の右欄に定められているとおりとする。

第2 資格要件

- 1 共通の資格要件
北海道告示第506号第2の1に定められているとおりとする。
- 2 資格の種類ごとの要件
北海道告示第506号第2の2に定められているとおりとする。
- 3 資格の種類ごとの要件の特例
北海道告示第506号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

- 1 申請の時期
北海道告示第506号第3の1に定められている時期にしなければならない。
- 2 申請書類の入手方法
北海道告示第506号第3の2に定められているとおりとする。
- 3 申請の方法
北海道告示第506号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 資格の有効期間
北海道告示第506号第4の1に定められているとおりとする。
- 2 有効期間の更新手續
北海道告示第506号第4の2に定められているとおりとする。

第5 特定調達契約に係る資格

北海道告示第506号第5に定められているとおりとする。

第6 資格の喪失

北海道告示第506号第6に定められているとおりとする。

第7 資格審査の再申請

- 1 再申請の事由
北海道告示第506号第7の1に定められているとおりとする。
- 2 再申請の方法
北海道告示第506号第7の2に定められているとおりとする。

第8 資格の喪失事由の届出

北海道告示第506号第8に定められているとおりとする。

第9 その他

北海道告示第506号第9に定められているとおりとする。

第10 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

道教育庁教育局告示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第44号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年11月21日

北海道教育庁オホーツク教育局長 松橋朗

1 隨意契約に係る物品等の名称及び数量	
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価）	84台
分	
2 隨意契約の相手方を決定した日	
令和7年9月26日	
3 隨意契約の相手方の氏名及び住所	
(1) 氏名 NX・T Cリース＆ファイナンス株式会社	
(2) 住所 東京都港区東新橋1丁目5番2号	
4 隨意契約に係る契約金額	
54,560円	
5 契約の相手方を決定した手続	
随意契約	
6 隨意契約によった理由	
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室	
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目	

道立図書館告示

北海道立図書館告示第21号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年11月21日

北海道立図書館長 岸 本 亮

1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量	
北海道立図書館情報システムサービス提供業務 一式	
2 隨意契約の相手方を決定した日	
令和7年10月30日	
3 隨意契約の相手方の氏名及び住所	
(1) 氏名 株式会社NTTデータ北海道	
(2) 住所 札幌市北区北10条西3丁目9番2号	
4 隨意契約に係る契約金額	
304,260,000円	
5 契約の相手方を決定した手続	

隨意契約	
6 隨意契約によった理由	
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名称 北海道立図書館総務企画部管理課	
(2) 所在地 江別市文京台東町41番地	